

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年8月26日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

北部処理区北綱島第二幹線下水道付帯施設緊急設置工事（その2）

空気抜き施設（SUS 管 Φ500）設置 1か所

薬液注入工

測量工

家屋調査（概査）

2 履行（納品）場所

港北区高田東四丁目 11 番 11 号地先

3 契約日

令和8年8月3日

4 履行日又は履行期間

令和9年3月31日

5 契約金額

57,000,000 円（概算額）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名 称：株式会社 本多組

代表者：代表取締役 本多 孝行

住 所：横浜市港北区新吉田町 25 番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和8年6月3日の大雨時にて、設置したマンホールから雨水が2 m程度吹きあがり、車両および歩行者の通行の障害となりました。

再発を防止するため、速やかに対策を行うべく、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

令和7年度に同幹線にてマンホール蓋飛散事故が発生した際に同様の工事を実施しており、現場状況や施工内容に精通しており、迅速な対応が可能であったため。

9 所管課

下水道河川局管路整備課